



住宅を新築・購入された方や、これから検討されている方へ

住宅を取得された方へ補助金を交付いたします！

お申込み締切り

令和7年

3/31

志布志市内で住宅を取得すると

150万円 補助金がもらえます

※39歳以下の夫婦、子ども2人、市内施工業者で住宅を新築した場合

◇ 補助対象者について

- (1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に本市に住宅を新築または購入し、その住宅に居住していること
- (2) 本市に5年以上居住する意思があり、生活の本拠があること
- (3) 申請時において、申請者（及び配偶者）が64歳以下であること
- (4) 居住地の自治会に加入していること
- (5) 過去に本市から住宅の取得に係る補助金の交付を受けていないこと
- (6) 公共補償等による住宅の取得でないこと
- (7) 市税等の滞納がないこと



◇ 補助金額について

次に掲げる区分において、該当する区分の合計額が補助金として支給されます。

区 分	補助金額
基本額	30万円
市内の施工業者との契約により住宅を新築した場合	30万円
申請時において、夫婦共に年齢が39歳以下の場合	50万円
申請者の世帯に18歳未満の子どもがいる場合	1人につき20万円

🏠 申請書類について

チェック欄	必要書類名
<input type="checkbox"/>	定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	自治会加入証明書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第4号）
<input type="checkbox"/>	申請者の属する世帯全員の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	住宅の取得に係る建築請負契約書又は売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	住宅の登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	住宅の平面図、位置図及び外観写真
<input type="checkbox"/>	地方公共団体が発行するパートナーシップ宣誓に係る受理証明書の写し （パートナーシップ宣誓をした者に限る。）
<input type="checkbox"/>	アンケート

🏠 申請の流れについて



申請書類の提出先

- 志布志庁舎 4階 総合政策課 広報・地域政策グループ
- 有明庁舎 2階 地域振興課 地域振興グループ
- 松山庁舎 2階 総務市民課 地域振興グループ

さらに、補助金対象者の方は住宅ローンの金利優遇措置が受けられます！

住宅金融支援機構の【フラット35】地域連携型にて金利が0.5%、5年間引き下げられます。
これから住宅の新築や購入を検討されている方はぜひご活用ください！
申請方法や詳細は下記QRコードより



ずっと固定金利の安心
【フラット35】

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

志布志市定住支援事業補助金
市ホームページはこちらの
QRコードより



フラット35地域連携型
市ホームページはこちらの
QRコードより

